

■介護情報基盤、カードリーダーやセキュリティ対策ソフトなど支援へ 厚労省

- ・厚生労働省は19日、利用者の介護情報を事業所や自治体、医療機関などが閲覧・共有するための「介護情報基盤」の整備に向けた財政支援の案を社会保障審議会・介護保険部会に示した。事業所がこの情報基盤を活用して情報共有する場合には、利用者のマイナンバーカードを読み取る機器（カードリーダー）や各種セキュリティ対策ソフトなどの準備が必要となることから、それらへの支援を行う。
- ・一方、医療機関がこの情報基盤を活用してオンライン資格確認等システム経由で主治医意見書を電子的に共有するためには、自治体の介護保険事務システムで受領できる仕様の送信機能を電子カルテなどのシステムに搭載する必要があるため、その支援も行う。
- ・同部会で、厚労省の担当者は支援に必要な予算について「今後の予算編成過程で決定していきたい」とし、補正予算などでの対応を念頭に置きながら検討を進める考えを示した。
- ・厚労省案への異論はなかった。ただ、東憲太郎委員（全国老人保健施設協会会長）は、地域医療介護総合確保基金を利用したICT導入支援事業では都道府県ごとに補助額に大きな差があることを指摘。介護情報基盤の整備への支援に基金を活用すれば、同じようなことが生じる可能性があるとし、基金ではなく補助金などでの対応を求めた。このほか、支援する場合はあらかじめ期限を決めるべきだとの指摘もあった。
- ・介護情報基盤は当初、2026年4月1日の運用開始を予定していたが、厚労省は、各自治体の標準準拠システムへの移行状況などを踏まえて開始時期を引き続き検討する方針も示した。
- ・自治体向けのアンケートで、1,055団体の過半数に当たる596団体が介護情報基盤への対応も含めて25年度末までに標準準拠システムに移行するのは困難と回答したことを踏まえた対応。
- ・介護情報基盤では、利用者の介護情報を本人や事業所、市町村、医療機関が閲覧・共有できる。それを整備することで従来は紙でやりとりしていた利用者の情報を電子で共有できるようになり、職員の負担軽減や情報共有の迅速化を見込める。また、介護情報

基盤に今後蓄積される情報を活用し、事業所間や多職種間の連携の強化や本人の状態に合った適切なケアの提供など、介護サービスの質向上につながることも期待されている。

- ・介護事業所は介護情報基盤に登録された情報を介護保険資格確認等 WEB サービス経由で閲覧できる。また、ケアプランや LIFE の情報を介護情報基盤に登録する。一方、医療機関が希望すれば、患者の介護情報を介護保険資格確認等 WEB サービス経由で閲覧できるようになる。医療機関が閲覧できるのは当面、介護保険被保険者証、要介護認定、LIFE 情報、ケアプラン情報に限られる。

※詳細は下記の資料をご参照ください。

第 114 回社会保障審議会介護保険部会の資料について（令和 6 年 9 月 19 日（木））

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41883.html